

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>障企発第0328002号 障障発第0328002号 平成19年3月28日 一部改正 障企発0928第2号 障障発0928第2号 平成23年9月28日 一部改正 障企発0330第4号 障障発0330第11号 平成24年3月30日</p>	<p>障企発第0328002号 障障発第0328002号 平成19年3月28日 一部改正 障企発0928第2号 障障発0928第2号 平成23年9月28日</p>
<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p>	<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長</p>
<p>障害福祉課長</p>	<p>障害福祉課長</p>
<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について</p>	<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について (1) 介護保険の被保険者とならない者について 障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。 ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③～⑩の施設に入所又は入院している者については、①～⑩に掲げる施設（以下「介護保険適用除外施設」という。）から介護保険法の規定によるサービス（以下「介護保険サービス」という。）に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。 なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所（要介護認</p>	<p>1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について (1) 介護保険の被保険者とならない者について 障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。 ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③～⑫の施設に入所又は入院している者については、①～⑫に掲げる施設（以下「介護保険適用除外施設」という。）から介護保険法の規定によるサービス（以下「介護保険サービス」という。）に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。 なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所（要介護認</p>

定を受けた場合に限る。) し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

- ① 法第19条第1項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ② （略）
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- ④ 児童福祉法第6条の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- ⑤～⑩ （略）
- ⑪ 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第2条の3に規定する施設（法第5条第6項に規定する療養介護を行うものに限る。）

(2)・(3) (略)

2. (略)

定を受けた場合に限る。) し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

- ① 法第19条第1項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ② （略）
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設
- ④ 児童福祉法第7条第6項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- ⑤～⑩ （略）
- ⑪ 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第2条の3に規定する施設（法第5条第5項に規定する療養介護を行うものに限る。）
- ⑫ 法附則第41条第1項によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療養施設に限る。）（法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限る。）

(2)・(3) (略)

2. (略)